平成２２年（フ）第６４３号
札幌市北区屯田９条８丁目７番３―210号
債務者　町田しのぶ
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４号
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地２条通２丁目19番地
債務者　藤田　一朗
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第６５号
群馬県高崎市井野町206番地４　北都コーポ井野201号
債務者　川田　　信
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第７１号
群馬県安中市松井田町二軒在家708番地１
東光寺団地11号
債務者　大島　俊雄
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第７２号
群馬県高崎市箕郷町富岡505番地３
債務者　松澤　　守
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第６５６号
埼玉県川越市新宿町２丁目４番地22
債務者　宮澤　玲子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９２号
埼玉県川越市岸町１丁目３番地７浅間台マンション204号室
債務者　横山　大介
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９９号
埼玉県日高市大字旭ケ丘262番地２
債務者　清水　晴美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０３号
埼玉県所沢市東所沢和田１丁目27番地の４
エステートピア東所沢Ⅲ―107
債務者　小沼　利光
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０４号
埼玉県ふじみ野市駒林92番地３、前住所埼玉県比企郡滑川町大字月輪960番地１　プランタン長谷部Ｃ―103号室
債務者　清水　大樹
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１２７号
埼玉県川越市大字木野目1861番地65
債務者　佐藤　　肇
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７５号
新潟県新潟市秋葉区新金沢町９番３号
債務者　小川正子こと　ＶＡＲＧＩＮＡ　ＶＡＩＭＡＮ
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９０号
新潟市東区本所２丁目９番20号
債務者　後藤　優香
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９１号
新潟県東蒲原郡阿賀町両郷甲138番地
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０２号
新潟県新潟市南区杉菜１番35号　サンエクセル白根６号
債務者　渡部みゆき
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０５号
新潟県新潟市南区赤渋1104番地　第１、前住所山形県山形市十日町３丁目６番42―306号トータスメゾン
債務者　丹野　智宏
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８号
新潟県妙高市大字二俣1419番地１
債務者　岩崎美代栄
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
新潟地方裁判所高田支部